

経済建設委員会会議録

平成29年12月19日(火)

(開会) 10:05

(閉会) 11:27

【 案 件 】

1. 議案第73号 平成29年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第74号 平成29年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)
3. 議案第75号 平成29年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
4. 議案第76号 平成29年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
5. 議案第79号 平成29年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)
6. 議案第80号 平成29年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)
7. 議案第81号 平成29年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
8. 議案第82号 平成29年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)
9. 議案第96号 飯塚市営駐車場条例の一部を改正する条例
10. 議案第97号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例
11. 議案第103号 市道路線の廃止
12. 議案第104号 市道路線の認定

【 所管事務調査 】

1. 住宅リフォーム補助金制度について
2. 麻生大浦荘の来場者駐車場について

【 報告事項 】

1. e-ZUKAスマートフォンアプリコンテスト2017について (産学振興課)
2. 楽市水管橋損傷事故の復旧について (企業管理課)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第73号 平成29年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○住宅政策課長

「議案第73号 平成29年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」につきまして、補足説明いたします。今回の補正は、全費目につきまして見直しを行い、決算見込みにより補正を行うものでございます。補正予算書の187ページをお願いいたします。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ670万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3069万9千円とするものでございます。

内容につきましてご説明いたします。191ページをお願いいたします。歳出につきまして、1款1項1目一般管理費の3節職員手当等、4節共済費及び19節負担金補助及び交付金

では、担当職員給与費等を10万3千円増額し、25節積立金では、歳入歳出の財源調整として減債基金積立金を641万4千円増額し、預金利子積立金及び運用収入積立金の計19万円の増額と併せまして660万4千円を増額いたしております。190ページをお願いいたします。歳入につきましては、1款1項1目住宅新築資金等補助金の住宅新築資金等貸付助成事業補助金を、補助対象件数の減少に伴い4万5千円減額いたしております。2款1項1目利子及び配当金は、減債基金預金利子を11万円増額し、2目基金運用収入は、減債基金運用に伴う運用収入を8万円増額いたしております。3款1項1目繰越金は、平成28年度決算による繰越金568万8千円を増額いたしております。4款諸収入、4款1項1目住宅新築資金等貸付金元利収入は、住宅新築資金等貸付事業の元金収入を123万1千円増額し、利子収入を35万7千円減額いたしております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第73号 平成29年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第74号 平成29年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○公営競技事業所副所長

「議案第74号 平成29年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」の補足説明をいたします。補正予算書の197ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出それぞれ5億1421万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を215億2165万9千円とするものでございます。今回の補正は9月までの売り上げ等の実績を踏まえ、執行残など関係経費の整理を行ったものでございます。その主なものを事項別明細でご説明いたします。まず歳出でございますが、202ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の職員給与費761万円の減につきましては、職員配置人員1名減により減額計上しております。次に、203ページをお願いいたします。1款2項1目事務費、本場開催経費、13節委託料、選手宿舎宿泊業務委託料570万3千円、競走会業務委託料1447万6千円、競走業務委託料695万9千円の増につきましては、ミッドナイトオート開催日追加に伴うものでございます。一行戻りますが、電話投票事務委託料1億714万3千円の増につきましては、ミッドナイトオート開催日追加及び民間ポータルサイトの電話投票の売上額の増加に伴い増額計上しております。また、19節負担金補助及び交付金、財団法人JKA交付金1497万円の増は、売上額の増額補正に伴うものでございます。次に、203ページ中段の場外発売関係経費、7節賃金、臨時従事員賃金1286万8千円の減は、場間場外発売時の他場発売窓口数減に伴うものであります。次に、204ページをお願いいたします。13節委託料、専用場外発売所施設運営委託料5489万6千円の増につきましては、飯塚管理施行の専用場外発売所の売上額の増額補正に伴うものでございます。次に、19節負担金補助及び交付金、場外発売経費負担金615万8千円の減は、場間場外売上額の減額に伴うものでございます。次に、2目包括的民間業務費、13節委託料につきましては、売り上げ実績見込みにより整理いたしまして、4518万7千円を減額計上いたしております。次に、4目勝車投票券払戻金、22節補償、補填及び賠償金、勝車投票券払戻金3億8490万円の増は、勝車投票券

発売収入の増額補正に伴うものでございます。

続いて、歳入でございますが、200ページをお願いいたします。1款1項1目1節の勝車投票券発売収入、補正額5億4571万7千円の増は、ミッドナイトを含む当初の概算日程の見直し、及び場外機の発売の実績等の整理を行い、増額補正するものでございます。次に、2款1項受託事業収入、1目1節の場外発売業務負担金3566万円の減につきましては、他場開催の本場受託分及び飯塚管理施行の専用場外発売所における他場発売収入の実績等の整理を行い、減額補正をするものでございます。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第74号 平成29年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第75号 平成29年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第75号 平成29年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」について補足説明をいたします。補正予算書の211ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ61万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6931万5千円とするものでございます。主なものを歳出からご説明いたします。215ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費62万2千円の減額は、職員のうち正規一般職における職員手当、共済費及び退職手当組合負担金と、嘱託職員の社会保険料の増減により、差し引きした後の額を減額補正しております。1款1項2目の市場管理費123万9千円の増額は、魚市場の汚水処理施設、事務所内照明器具修理など、施設の維持補修費での増額でございます。

続きまして、歳入のご説明をいたします。1ページ戻っていただきまして、214ページをお願いいたします。1款1項1目の地方卸売市場使用料は、市場での卸売高をもとに施設使用料を徴収しておりますが、本年7月の朝倉豪雨による品薄、流通の停滞による原因のほか、夏場の関東圏での日照不足による野菜、果樹の生産減少から、卸売高が落ちましたので、210万9千円を減額補正いたしております。2款1項1目の一般会計繰入金199万5千円の増額は、歳出の増額と使用料の減額に伴いまして財源調整をした結果、増額とするものでございます。3款1項1目の繰越金108万3千円の増額は、平成28年度決算の結果、増額とするものでございます。4款1項1目の雑入35万2千円の減額は、汚水処理施設管理委託の入札により、減額となった結果、水産部に対する相当分の負担金を減額しているものでございます。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第75号 平成29年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第76号 平成29年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○住宅政策課長

「議案第76号 平成29年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、補足説明いたします。今回の補正は、全費目につきまして見直しを行い、決算見込みにより補正を行うものでございます。補正予算書の221ページをお願いいたします。第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ472万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9146万3千円とするものでございます。その内容につきまして、ご説明いたします。226ページをお願いいたします。歳出につきましては、1款1項1目の一般管理費の2節給料、3節職員手当等、4節共済費及び19節負担金補助及び交付金では、担当職員給与費等を419万2千円減額いたしております。1款2項1目施設整備費は、立体駐車場改修工事設計委託料を53万6千円減額いたしております。

225ページに戻っていただきますようお願いいたします。歳入につきましては、1款1項1目駐車場使用料は、利用者の減少に伴い141万8千円を減額いたしております。2款1項1目一般会計繰入金は、財源調整のため一般会計繰入金を284万8千円減額いたしております。3款1項1目繰越金は、前年度繰越金を2万8千円増額いたしております。4款1項1目雑入は、利用時間外に対する損害金を1万円増額いたしております。5款1項1目駐車場事業債は、立体駐車場改修工事委託料の減額に伴い、事業債を50万円減額いたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

225ページ、歳入のところで、駐車場使用料で141万8千円減額になっておりますけど。この説明は、利用台数の減少ということで説明がありましたけれど。その傾向はどういうふうにあるのか。端的にお答えいただけます。

○住宅政策課長

利用台数等の減少ということでございますけれども、駐車料金を、試行ではございますが、条例で、市営駐車場条例の一部を改正する条例を、今回上程させていただいておりますけれども、基本料金を下げたことによるものが1番の原因ではないかというふうに思っております。あとは、本町駐車場の月決め駐車場の借り入れ状況だとか、相対的なものが影響をしているのではないかと考えておりますけれども。全体数としては、今までもそうですけれども多少減少傾向にあります。

○道祖委員

これは、答弁でありましたように、議案第96号の飯塚市市営駐車場条例の一部を改正する条例、時間帯と金額が変わってきているようですけれど、それに関連するんですけれど。そのときにまたお尋ねしますけれど。詳しく、改正する理由、この条例を改正するときどういう理由なのか。改めて説明を聞いた後に質問させていただきたいと思っておりますので、これはこれで終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第76号 平成29年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第79号 平成29年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第79号 平成29年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」につきまして、補足説明をいたします。企業会計関連補正予算書の1ページをお願いいたします。第3条で、収益的収入は2422万9千円増額いたしまして、総額を22億562万9千円とするものでございます。収益的支出につきましては、2957万1千円を増額いたしまして、総額を22億980万4千円とするものでございます。次に、第4条で資本的収入を192万円増額いたしまして、総額を3億7956万円とするものでございます。2ページをお願いいたします。資本的支出につきましては、3039万6千円を減額いたしまして、総額を13億4066万4千円とするものでございます。債務負担につきましては、飯塚市水道事業ビジョン等策定業務委託料、これを、期間「平成29年度から30年度まで」で、限度額「4千万円」で追加をするものでございます。なお、これにつきましては、さきの11月24日の経済建設委員会におきましてご報告しておりましたように、水道事業につきましては30年度で終了いたします第8期拡張事業、この事業以降につきましては、現有施設の維持管理、更新事業へ転換していくという方向にあるかと考えております。そのため、公営企業が安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画、経営の基本方針をこれによって定めるものでございます。

内容につきましては、補正予算明細書によりご説明をいたします。7ページのほうをお願いいたします。収益的収入の2422万9千円増の主なものですが、久保白ダム管理費負担金の増額によるものでございます。収益的支出の2957万1千円の増額ですが、これは主に9ページの有形固定資産減価償却費の増、久保白ダム管理費の工事請負費の増によるものでございます。10ページをお願いいたします。資本的収入の192万円の増の主なものとしたしましては、国による地方公営企業繰出金の繰り出し基準変更に伴う、一般会計補助金の増額によるものでございます。また、資本的支出の3039万6千円の減額ですが、これは主に工事請負費、委託料等の執行残によるものでございます。

以上、簡単ですが、水道事業会計補正予算(第1号)の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第79号 平成29年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第80号 平成29年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)」を議

題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第80号 平成29年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第1号）」について、補足説明をいたします。予算書は13ページになります。第3条で収益的収入を556万5千円増額いたしまして、総額を5414万4千円とし、収益的支出を536万9千円増額いたしまして、総額を5333万9千円とするものでございます。次に、第4条で資本的収入を396万7千円減額いたしまして、総額を92万5千円とし、資本的支出を133万5千円減額いたしまして、総額を1178万5千円とするものでございます。

内容につきましては、明細書17ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の主なものでございますが、久保白ダムの管理費に係るものでございまして、収入で一般会計補助金の増、支出で久保白ダム管理費負担金の増とするものでございます。次に、18ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の減の主なものとしましては、収入で決算見込みによる財源調整に伴う一般会計補助金の減額によるものでございます。支出では、改良事業費の工事請負費の執行残によるものでございます。

以上、簡単ですが、工業用水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第80号 平成29年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第81号 平成29年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第81号 平成29年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、補足説明をいたします。19ページをお願いいたします。第3条で収益的収入を3259万8千円増額いたしまして、総額を21億8468万円とするものでございます。収益的支出につきましては、2545万6千円を減額いたしまして、総額を19億6451万1千円とするものでございます。第4条で、資本的収入を3550万4千円減額いたしまして、総額を7億9076万9千円とするものでございます。20ページをお願いいたします。資本的支出につきましては、432万5千円を減額いたしまして、総額を15億6957万2千円とするものでございます。

内容につきましては、明細書25ページをお願いいたします。収益的収入の3259万8千円の増額でございますが、主なものとしましては、長期前受金戻入2979万5千円の増でございます。次に、収益的支出の2545万6千円の減額でございますが、主に26ページの上段にございます管渠費の工事請負費や、下段にございます処理場費の委託料等の執行残の整理によるものでございます。次に、29ページをお願いいたします。資本的収入の3550万4千円の減額でございますが、これは主に、国庫補助金の減によるものでございます。資本的支出の432万5千円の減額でございますが、これは主に、施設整備費及び施設改良費の委託料等の執行残の整理によるものでございます。

以上、簡単ですが、下水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第81号 平成29年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第82号 平成29年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第82号 平成29年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)」につきまして、補足説明をいたします。31ページをお願いいたします。第2条収益的収入を595万1千円減額いたしまして総額を3億9910万8千円とし、収益的支出を864万5千円減額いたしまして、総額を5億6618万5千円とするものでございます。いずれも決算見込みによるものでございます。

補正内容につきましては、明細書35ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の減額でございますが、主に病院事業債利息確定によるもので、収益的収入では指定管理者からの負担金を減額し、収益的支出では企業債利息を減額するものでございます。以上、簡単でございますが、飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第82号 平成29年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第96号 飯塚市営駐車場条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○住宅政策課長

「議案第96号 飯塚市営駐車場条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。議案書の41ページをお願いいたします。今回の改正につきましては、周辺の公共施設や商業施設等を利用される方々のサービス向上を図るため、本町駐車場及び飯塚立体駐車場の供用時間並びに飯塚文化会館駐車場及び飯塚立体駐車場の駐車料金の変更を行うものでございます。改正点につきまして、新旧対照表にてご説明いたします。議案書の43ページをお願いいたします。別表第2におきまして、本町駐車場の供用時間及び入出庫できる時間を「9時から22時まで」としていたものを「8時から22時まで」に、飯塚立体駐車場の供用時間及び入出庫できる時間を「8時から22時まで」としていたものを「7時から22時まで」に変更するものでございます。次に、別表3におきまして、表区分の「料金」を「料金(一台につき)」に変更し、飯塚文化会館駐車場及び飯塚立体駐車場の料金区分を、基本料金

「4時間以内300円」としていたものを、基本料金「1時間以内200円」、「1時間を超え4時以内300円」に変更するものです。割増料金につきましては変更はしておりません。なお、この条例の施行日は平成30年1月1日からといたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

先ほどと関連するんですけど、収入が減ってきているから、利用しやすいように変えていくんだらうと思いますけれど。まず、本町駐車場にしろ、立体駐車場にしろ、1時間早めますよね、駐車開始時間を。これは、利用状況が、そういう状況にあるということなんですか。それが1点と、今まで基本料金を4時間以内300円だったということですけど、今度は利用しやすいように、1時間以内200円というふうに変えてきていますよね。これについても、変える以上、どういう状況であるから、状況と目的、この2点からお答えいただきたいと思えますけど。

○住宅政策課長

まず、利用時間の変更につきまして、昨年の中月中旬から試行という形で、利用状況を確認してまいりました。その経緯につきましては、利用者の中から1時間早くしてほしいと。近隣にお勤めの方もありますし、私用で来られる方もありますということで、供用時間につきまして、変更の試行をしてまいりました。検証結果としましては、利用者の方を今、具体的な数字はちょっと手元にはございませんけれども、1時間早く入庫される方はふえていると。もう1点、それと、本町駐車場と東町駐車場の基本料金につきましては、本町と立体駐車場を、東町駐車場の基本料金に合わせさせていただいたということになります。

○道祖委員

利用しやすくなるから、それはそれでいいんですよ。別に反対するつもりはないんですけど。こちら側のほうがいいと思っているんですよ。ついでにお尋ねしたいんですけど、アンケートをとったという答弁でしたよね、利用者の方からというふうに。意見があったからということでしたけれど。特段、アンケートをとったわけではない。そうですか。利用実態が、どういう方々が使っているのかということは、どういうふうに把握しているのかなというのをお尋ねしたいんですけど。ある程度わかります。

○住宅政策課長

申しわけございません。アンケートは実施しておりませんし、手元に利用者の状況、入庫時間等を示す資料も持ち合わせておりませんので、お答えすることがちょっと難しゅうございます。

○道祖委員

その利用者の状況はどうかとお尋ねしたのは、後で、所管事務でちょっとお尋ねしたいことがありますので、参考までにお尋ねしましたので、この議案には、深く掘り下げてお尋ねするものではないので、これで終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第96号 飯塚市営駐車場条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第97号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○住宅政策課長

「議案第97号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明いたします。議案書の44ページをお願いいたします。今回の改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法が一部改正され、認知症である者等の収入申告義務が緩和されたことに伴い、条例を整備するものでございます。改正点につきまして、新旧対照表にてご説明いたします。議案書の46ページをお願いいたします。現行の条例では、使用料の決定は第15条第1項におきまして、入居者は毎年収入申告書を提出し、それにより認定された収入に基づき住宅使用料が決定され、収入申告書の提出がなされない場合は近傍同種の家賃の額とされることと規定いたしておりますが、今回の条例改正により、第15条第4項を追加し、入居者が認知症、知的障害者等であって、収入申告書の提出が困難であると認められる場合は、市が調査により把握した収入により使用料を定めることができることといたしております。また、収入超過者の使用料につきましても、第32条第1項におきまして、収入超過者に対する使用料を規定しておりますが、32条第2項で、第15条第4項同様の取り扱いにより、市が調査により把握した収入により使用料を定めることができることといたしております。以下、第34条、37条、40条、41条、46条につきまして、改正に伴う条文内の関連条項、及び公営住宅施行令の一部改正に伴う引用条項につきまして改正を行っております。なお、この条例の施行日は公布の日からといたしております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

こういうふうに条例が変わった場合、周知、入居者に対する周知ですね。入居者希望者に対しては、書類上、こういう変更になったからというふうに、わかるようにするんだろうと思うんですけど、現に入居されている人たちも対象になるんでしょう、当然。その場合、周知は、こういうふうに条例が変わりましたと。該当する方はどうぞ申し入れしてくださいというふうに連絡するのか。当然、するべきだと思っているんですよ。そういうことはちゃんとやるのかどうかだけの確認です。

○住宅政策課長

条例につきましては、告示という形を当然取る。入居者の方への周知につきましては、毎年、収入申告書を提出していただいております時期に合わせて、収入申告書の依頼文書の中に盛り込んでお伝えしたいというふうに、今は考えております。今現在は、その方法を1つ考えております。ほかに方法があれば、また考えさせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第97号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第103号 市道路線の廃止」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第103号 市道路線の廃止」について、補足説明をさせていただきます。議案書62ページをお願いいたします。市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。今回廃止する路線は1路線、延長102.8メートルでございます。路線明細の左端に記載しております、一連番号1番の路線は、県営住宅愛宕団地建てかえに伴う路線廃止を行うものでございます。路線箇所図は63ページに記載しております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第103号 市道路線の廃止」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第104号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第104号 市道路線の認定」について、補足説明をさせていただきます。議案書64ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。今回認定する路線は1路線、延長23.6メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番の路線は、開発行為による寄附採納に伴う路線認定を行うものでございます。路線箇所図は65ページに記載しております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第104号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、道祖委員から、「住宅リフォーム補助金制度」について、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

住宅リフォーム補助金制度ができて数年になります。傾向を見ておりますと、新年度から年

度末、要は4月から開始されて3月までずっとあるかということ、意外と利用率がよくて、補助金を用意していた金額の100%を使用するのが年度途中になると。そういう状況ですから、その状況を確認させていただきたいというのと、また、そのリフォーム補助金に対するあり方、今後のあり方、考え方についてお聞きしたいということです。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「住宅リフォーム補助金制度について」、所管事務調査を行うことに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「住宅リフォーム補助金制度について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

まずお尋ねしたいのは、住宅リフォーム補助金が導入されて何件の利用があっていて、その件数が確か、最高金額が100万円以上の工事に対して10万円の補助金が出るという制度だったというふうに記憶しておりますけれど。これが何件、毎年あっているのか。そして、当初はよく周知されてなかったもので間に合っていたんでしょうけど。このごろ業者さん等からお聞きするのは、途中でなくなるということをお聞きしておりますので、実態はどうか確認させていただきたいと思います。

○住宅政策課長

住宅リフォーム補助金の利用につきまして、制度発足時、平成23年度になりますけれども、それから今年度、29年度の決算見込みまでで、件数と補助金の金額を報告させていただきます。23年度につきましては124件で980万円の交付金。24年度につきましては、249件で1979万1千円の交付金。25年度が243件で1990万円。26年度が250件で1995万1千円。27年度が370件で3082万6千円。28年度が229件で1927万4千円、平成29年度につきましては、7月から受付を開始いたしました、10月17日時点で申請件数が248件となりまして、交付金額が1991万5千円に達したことから受付を終了している状況でございます。

○道祖委員

ちょっと聞き漏らしましたのであれですけど、平成27年は370件が対象ですか。そして、そのときの金額が3082万6千円。27年は金額も件数もピークだったんですけど、その後、財政の状況を考えておそらく金額等が減額されたのではないかと思うんですけど。実態として、これだけの利用があっていて、もう1つお答えいただきかったのが、例えば29年の7月から開始しました。これは市長選挙の関係ですよね。その関係で7月から開始して、10月までで既に248件で1991万円になっていると。7、8、9、10月でこれだけになっているわけですよ。これを見ますと、先ほど言いましたように、はじめの23年は124件で980万円だったのが、やはり周知徹底されていて、こういうふうに変化してきているんじゃないかと思うんですよ。27年では370件あったと。金額も3千万円を超えていたということですけど。今後、この傾向は続くんじゃないかと思うんです。それともう1つ、なぜこれを今回取り上げたかと思えますと、利用率が高いということと、空き家等対策計画ですかね。それがつくられておりますよね。空き家というのは、そのまま入れればいいんですけど、やはりリフォームする率が高いと思うんですよ。購入された方がするんでしょうけれど。そのときには、このリフォームの補助金も対象になると思うんですけど。その辺がどうするのか。空き家対策をしていくときに、リフォームというのはある意味、この補助金が該当していくんじゃないかというふうに思うんですよ。それともう1つ、空き家対策をするときに、今言ったように、例えば市外の方が買っても、市内の方が買っても、いいですか、空き家というのは個人、市内の人が買いましたと。買えば自分のものなんですよ。買って、リフ

リフォームしたいから補助金を申請したときに、それは補助金の対象に該当しないんですか。飯塚市民で、飯塚の建物なんですよ。ちょっと住宅課長が悩んでいるから。僕は理屈の上で言うと、それは当然市内にある建物であって、市内の人が、ちゃんと納税者が申請すれば、リフォーム補助金、今言ったように100万円以上だったら10万円というのが出されるのではないかなと思うんですけど。そういうことを考えれば、空き家対策のためにはリフォーム補助金というのはある程度充実していたほうがいいんじゃないかと思っているんですよ。ことしみたいにたった3カ月、4カ月でもう満杯になって利用できない。しかも、政策的な予算だから、従来は4月からだったんですけど、政策予算だから7月というふうになったんです。4月から7月の間にリフォームしようとした人は該当していないんですよ。入居しようと思っても入居できなかったと。入居して後回しにしたかもわかりませんがね。こういうのは政策予算なのかどうかというのが、ちょっと思っただけきさつもあるんですけど。その点から考えたときに、住宅リフォーム補助金のあり方については再考すべきではないかと思うんです。それは、金額は10万円でもいいのかどうか。頭打ちで終わってしまいますけれど、その金額そのもの、予算が組まなくてはいけないから2千万円以上は出せませんよとか、そういうふうになってしまうんですけど。傾向として見たら、ピーク的时候可以に3千万円出していますね、370件。そういうことを考えると、もう少しその金額も考えていいのではないかと。要は2点ですよ。総額と、工事費に対する10万円が妥当かどうか。他の自治体の実態を調査して、その辺を考えていただきたいなと思うんです。これは、空き家対策でひっかけて言っていますが、空き家対策も必要になってくるんですけどね。当然、自分の家をやはりリフォームしてそのまま住み続けようということも定住政策なんですよ。市外に出て行かれたら、やはりそこは前々から言うように人口が減少していくと。まちの活力がなくなっていくことですから、そういう点から考えてもらえないかなと思うんですけど。いかがでしょうか。

○住宅政策課長

まず1点目で、市内に居住の方が家を買ってリフォームをしたいという点につきましては、借家、自分の家を持っていない方が市内でお家を取得する方につきましては、マイホーム取得奨励金というのは該当していない。それからリフォーム補助金につきましても、空き家に対してのリフォーム補助は今のところ認めていないような状況で、入居がある住宅、居住用の住宅に関してのリフォームを認めていると。店舗とかそういうのも認めていないというような状況でございます。今後、リフォーム、マイホーム、空き家対策につきましては、立地適正化計画の居住誘導区域とかを鑑みながら考えていかなければならないとは、住宅政策課としては考えておりますけれども、今後、所管課と協議検討しながら、あり方については考えてまいりたいと思います。1つ、筑豊各市のリフォームに関する助成の実態については、現在把握しているものだけ報告をちょっとさせていただきたいと思いますが、嘉麻市、直方市、宮若市は本市同様、上限を10万円としております。田川市は20万円を上限とされておられます。中間市、行橋市、豊前市につきましては、住宅リフォームに関する支援制度は現状ないというふう聞いております。繰り返しになりますが、空き家対策との関連につきましては、このリフォーム制度の対象となる住宅については、補助の対象者が持って、住んでいる居住用の住宅に限られるということになっておりますので、今後の検討課題であると思っておりますので、先ほども述べましたとおり、関係部署と調整をしてみたいと思います。それから、補助金の額が27年度3千万円に増になっている要因といたしましては、当該年度に限って国の補助がいただけたということでございます。

○道祖委員

27年度は国の補助があったから金額が膨らんだと。それだけ要望があるということですよ。おっしゃるとおり、リフォーム補助金は自分が住んでいる家をリフォームするためと。だから言っているのは、それは承知していますけれど、いいですか。定住政策で新築の家を、市

外の人が入ってきたら、50万円だったやつを30万円にしたんですよ。中古住宅はそのまま30万円ですよ、補助金が。そういう制度と相まって、どういうことのほうがより一層、定住政策にいいのか。それを考えていただきたいということなんです。だから、おっしゃるように関係部署とお話ししないとだめでしょうけれど。ただ、言っているのは、住宅政策課だけでこう言っているわけじゃないの。定住政策というのは幅広いから、あなたがおっしゃったように立地適正化計画ですか。そういうこともありますから、その範囲を、ではそこを指定して、別にその部分だけは田川市みたいに20万円にしましょうかとか、いろいろな考え方があるんじゃないですか。それを内部できちっと検討して、これ共産党の議員もよく言っておりますけれど、100以上の件数があればそれだけ、例えば124件で100万円としたら、1億2400万円の工事があるって、地元経済は潤っていくということですから。だから、その利用があるということを考えたら、地域経済の活性化等の観点からもこれはプラスの政策だと思うんですよ。だから、副市長、担当部長、そういう高い位置から考えて、政策を見てもらいたいなという要望ですけど。部長一言、副市長一言、お答えいただけますか。

○都市建設部長

委員の言われるとおり、まさに私どももそれは常々考えておったところがございますので、それに向けて前向きに、やはり定住促進、空き家対策全てを網羅するような形で考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副市長

課長、部長が答弁しておりますように、今後、十分検討しながら前向きに施策を進めていきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中博文委員

ちょっと所管も違って来るんですけど、定住政策なり、今のリフォーム補助金とほかにも補助金等を出して、枠を超えて結局、申請してもだめだという件が、合併浄化槽の設置がそれも一部入ります。当然、これも住宅関係、定住になれば当然、一緒に絡んでくる話になりますので、もしリフォーム補助金を含めてそういうものを、補助金の見直しとか何かになれば、こういった幅広く、合併浄化槽等辺りも含めて、やはり定住していただくところに貢献できるのであれば考えていただきたいと思っておりますので、そこのところどうでしょう。部長なり、副市長で。ちょっと所管外になりますけども。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:12

再開 11:12

委員会を再開いたします。

○副市長

関係部署と十分検討させていただきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、調査終了とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

次に、道祖委員から、「麻生大浦荘の来場者駐車場について」、所管事務調査をしたい旨の

申し出がっております。道祖委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。道祖委員に発言を許します。

○道祖委員

いろいろな観光行政をやられておりますけれど、目にしたのは、大浦荘に観光客をご案内しておりますけれど、来年の春に今まで無料だったのかどうか知りませんが、利用させていただいていた民地が、スーパーができるということで、今工事をされていて、先だって見えますと市の職員が駐車場をご案内するのを苦慮されておりました。今後スーパーができれば、大浦荘にお見えになる、見学に来られる方々の駐車場がどうなるのかなというふうに思いましたので、ご確認させていただきたいと思っておりますということです。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「麻生大浦荘の来場者駐車場について」、所管事務調査を行うことに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「麻生大浦荘の来場者駐車場について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○道祖委員

大浦荘を、飯塚市観光振興基本計画の中で大浦荘そのものは観光名所というふうには明記されていないように思います。しかし、春とか秋にあそこの大浦荘のお庭を拝見すると、拝観すると言うんですか。見させていただく。そして、ひな祭りを飾っておるとか、そしてそれを見ていただくということで観光行政の一端を担っていたと思うんですけれど。駐車場が民地をお借りして利用しておりましたけれど、その民地が利用できないような状況になってきているので、まず今後どうするお考えなのか、お尋ねいたします。

○商工観光課長

麻生大浦荘につきましては、年2回、言われますとおり春と秋に特別公開として実施しております。今年度、11月に実施しましたときから、今まで臨時駐車場で使っておりました駐車場につきましては利用ができなくなったということの中で、来場者の方につきましては、バス等で来られた方につきましては、歴史資料館の駐車場を乗降場所として利用していただき、施設見学中につきましては、飯塚オートレース場の駐車場をバスのほうを待機していただいたという状況でございます。また、自家用車で来場される方につきましては、今回から無料の臨時駐車場がなくなったことから、周辺の有料駐車場の地図を配付して対応させていただいたところでございます。

○道祖委員

ちょっと話を広げると、飯塚市観光振興計画の中には、観光名所の場所には駐車場を整備したいという考えが示されておりましたよね。そういうことはきちっとできてきておるのか。ちょっとその辺、お尋ねします。

○商工観光課長

確かに観光振興基本計画の中では、施設における駐車場の整備ということで、計画として盛り込んでおりましたけれども。旧伊藤邸につきましては臨時駐車場として、リサーチパークの一端をつくった経緯はございますが、それ以外については今のところ整備が進んでいないという状況でございます。

○道祖委員

細かいことを言うつもりはありませんけれど、飯塚市観光振興計画は見直しが29年度いっぱいでしたから、今後、30年度からの計画をまたお立てになるんだろうと思っておりますけれど。できること、できないこと、やったこと、やってないことをきちっと明確にさせていただきたいというのがあります。大浦荘についてこだわりますけれど、今、ご苦労されて近隣の有料駐車

場の紹介を出しました、渡しましたということですよ。先ほど立体駐車場等の議案が出たときに駐車場利用者の使用目的はどうなっておるかをお尋ねしたら、そういうことは調査されていないということなんです。この質問をするに当たって、駐車場についてインターネットでぱっと見てもらったら、東町駐車場、立体駐車場とかそういうところはあるんですよ。当然載っています。載っていますけれど、3箇所だったのかな、市営の駐車場がね。河川敷が載っているんですよ。河川敷は無償、ただで。言いたいのは、有料駐車場のパンフレットを配ったということですよ。新設ですからね、優しい。無料のやつもここまで行ったらあるんですよというやつをなぜできなかったのかなとかいうふうに思うわけです。要は、利用者の立場に立った観光行政をやられているんですかということをお願いしたいわけですよ。情報取ろうと思ったらインターネットで取れるんですよ。あなた、その近隣の駅前の駐車場やらご案内した。それはいいですよ。だけど、もう少し観光行政をやるなら、春と秋が中心でやるならば、もう少し有料の駐車場、近場の有料の駐車場、無料の駐車場、そういうことをやはり知らせる方法をどういうふうに考えるのか。やっぱり1つの観光地の駐車場ですけれど、全体においてもそういうことが行われていないというような感じがするわけですよ。観光客というのはわからない、よそから来る人は。よその人にわかるような説明ができる体制は、やはり今後の観光振興計画の中でももう少し具体的なものをつくられたらいいんじゃないかなと思うんですよ。自分が駐車場を案内していてどう思いました、課長。

○商工観光課長

駐車場が遠いというようなこともいろいろ言われましたので、今後検討したいと思います。

○道祖委員

思うんですよ、せっかく駐車場のご案内をするんだったら、そのときに大浦荘だけではなくて、伊藤衛門邸はどこにありますよ。資料館はどこにありますよ。千鳥屋がどこですよ。千鳥屋が観光名所かどうかは知りませんが、あそこは駐車場がありますから。嘉徳劇場がどこにありますよというようなやつも一緒に配るとか、そういうことも考えていかなければいけないんじゃないかなと。担当課長は課長になったばかりだから、まだまだ忙しくて全体を見ていないかもわかりませんが、今度は繰り返になりますけれど、観光振興計画をつくるときにあれもこれもする必要はないと思うんですよ。まずできることをきちっとやっていくような考え方を、やはりやっていくべきではないかと思うんですよ。ちょっと委員長、飛ぶかもわかりませんが、民泊法も施行されるようになりますね。飯塚の場合、何も話題にはなりませんけど、民泊に対しては、民泊法の対策についてはどうするのかということもやはり検討していかないと、パラリンピックの場合やらを考えたら、やはりそれに対していろいろな方が海外から来られて、飯塚の場合、宿泊施設がそんなに多くございませんので、民泊というような話も出てくるかもわからないと思うんですよ。そういうときの対策も考えていかなければいけないと思うんです。駐車場の話からちょっと話は大きくなりましたけど、観光行政についてはそういう点でぜひ考えていっていただきたいなと思っておりますけど。担当部長、どう思います。

○経済部長

今ご指摘いただきました、観光行政として全体を捉えながら、先ほどご指摘もございました民泊、それから飯塚市の場合、なかなか通過点で滞在型というのがなかなかできておりません。そういったところも含めまして、やはりトータルで考える必要があると思っておりますので、今ご指摘もございました観光基本計画等も含めまして検討させていただきたいと思っております。

○道祖委員

ぜひ検討していただきたいと思います。何となく飯塚は通過型だと言っていますが、観光行政をやるとしたら止まらせないとだめなんです。そうしないと、やはり観光客が何の

ために観光するかと言うと、私どももそうですけれど、やはり行ったら消費しますからね。ついお土産を買ったり。だから、通過型ではなくて滞在型にさせるためにはどういう工夫をするのかというようなことを、やはり考えていただきたいと思います。以上で終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出が
あっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「楽市水管橋損傷事故の復旧について」、報告を求めます。

○企業管理課長

「楽市水管橋損傷事故の復旧について」、ご報告をいたします。平成29年4月17日に発生いたしました楽市水管橋損傷事故につきましては、水管橋の下流側に仮設鋼管を敷設し、送水を行うことで水道水の供給には支障のないようにしておりましたが、この度、水管橋の復旧工事が完了いたしまして、11月28日より楽市水管橋を通して送水を行えるようになりましたので、ご報告をいたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「e-ZUKAスマートフォンアプリコンテスト2017」について、報告を求めます。

○産学振興課長

「e-ZUKAスマートフォンアプリコンテスト2017」について、ご報告させていただきます。「e-ZUKAスマートフォンアプリコンテスト2017結果報告」と記載いたしております資料をご覧ください。本市の産業政策は、平成25年3月に策定いたしました新産業創出ビジョンにより、「人と産業が集まり成長するまち」を目標に各種の事業を実施しております。このスマートフォンアプリコンテストは、さまざまな可能性に富んだスマートフォンなどのモバイル端末のアプリケーション開発のコンテストを、ここ飯塚で実施することにより、優れたIT技術者の発掘と育成を推進するとともに、技術者が集まるまち飯塚を全国に発信すべく取り組んだものです。6回目の開催となる本年は、全国各地から92件の応募がありました。1次審査を通過した22チームが、去る11月18日に九州工業大学情報工学部で開催いたしました最終審査のコンテストで、各自が開発したアプリについてプレゼンテーションを行いました。外部有識者等の審査員により審査を行った結果、配付資料のとおり各賞が決まりましたので、ご報告をさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。